

被用者年金制度の一元化法案について

財務省主計局給与共済課

はじめに

近年、社会保障制度を取巻く環境が大きく変化している中で、共済年金制度については、一昨年から被用者年金の一元化に向けて多方面から議論がなされてきました。

この被用者年金制度の一元化については、平成十七年九月に当時の小泉総理から「被用者年金の一元化に向け、検討すべき様々な課題について幅広く議論し、その処理方針をできる限り早くとりまとめるよう」との指示があり、これを受けて、政府や与党において、被用者

年金一元化についての議論が行われました。

これを踏まえて、昨年一月には「被用者年金の一元化等に関する政府・与党協議会」が設置され、被用者年金の一元化に向けて、各制度共通の負担と給付のあり方などについて議論が行われ、四月二十八日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定されました。

その後、この「基本方針」において検討課題とされた事項については、更なる検討・議論が行われ、

昨年十二月十九日に開催された「被用者年金の一元化等に関する政府・与党協議会」で「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」が了承され、これらの決定事項について、法案作成作業を行い、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は、本年四月十三日の閣議決定を経て、同日に国会に提出されました。

以下、法律案の主な概要を紹介します。

法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化は、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行うものです。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現することとしております。

法律案の内容

1 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、二階部分の年金は厚生年金保険制度に統一する。

2 共済年金にある遺族年金の転給制度の廃止、民間企業で働いている六十歳台前半の公務員OB等に対する年金支給停止の強化(配慮措置あり)など、厚生年

金との制度的な差異については、基本的には厚生年金に揃えて解消する。

3 現在、厚生年金より低い共済年金の二階部分の保険料率について、平成二十二年から厚生年金の引上げ幅と同率で段階的に引き上げ、平成三十年(私学は平成三十九年)に厚生年金(十八・三%)に統一する。

4 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合(国共済連合会)や私学事業団を活用することとし、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う。

5 共済年金にある公的年金としての三階部分(職域部分)を廃止する。なお、職域部分に替わる新三階年金については、本年中に検討を行い、

その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を法律案の附則に規定している。

6 追加費用の削減のため、恩給期間等に係る給付について、本人負担の差に着目して、二十七%引き下げる(ただし、受給者の生活の安定確保や財産権保障の観点から、給付額全体の減額率の上限を一割とする)ともに、減額後の給付額が二百五十万円を下回らないこととする配慮措置あり。

7 その他所要の措置を講ずること。

施行時期

被用者年金制度の一元化の時期は、平成二十二年四月一日を原則とする。なお、追加費用の減額については、平成二十年四月一日とする。